

# 教科書のデジタル活用の現状と 今後の方向性について

令和8年4月14日

文部科学省初等中等教育局教科書課

※本資料における「現行のデジタル教科書」は、現行法における「教科書代替教材」のみを指す。いわゆる「指導者用デジタル教科書」は含まない。

※「デジタルな形態を含む教科書」とは、中教審デジタル教科書推進WGの審議まとめを踏まえて導入が検討されている、紙だけでなくデジタルも取り入れて作成される教科書を指す。

# 1. 教科書のデジタル活用 の現状について

# 現行のデジタル教科書（教科書代替教材）

## デジタル教科書の制度等

- 令和元年度から、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合には、教育課程の一部において紙の教科書に代えて使用することが可能に（「教科書」ではなく「教科書代替教材」） ※H30学校教育法等の一部改正
- 令和3年度から、デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃

## 学習者用デジタル教科書の活用促進

- 令和3年度以降、小学5年生から中学3年生を対象にデジタル教科書を国から提供し、学校現場での活用を促進
- まずは英語、次に算数・数学を配布。 ※慣れには少なくとも数年は必要であり、当面の間はデジタルと紙を併用（令和3年度からは実証事業として、令和6年度からは購入費として予算措置）

### 令和3年度

・任意の1教科→全国の約40%

### 令和4年度

・英語 → **全国の100%**  
 ・算数・数学 → **全国の約20%**  
 （その他教科で50%）

### 令和5年度

・英語 → **全国の100%**  
 ・算数・数学 → **全国の約50%**

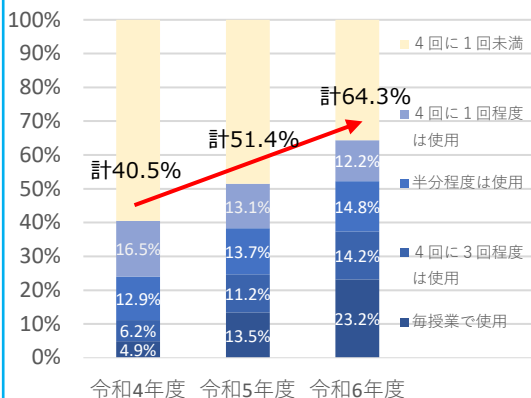
### 令和6年度・7年度

・英語 → **全国の100%**  
 ・算数・数学 → **全国の50~60%**

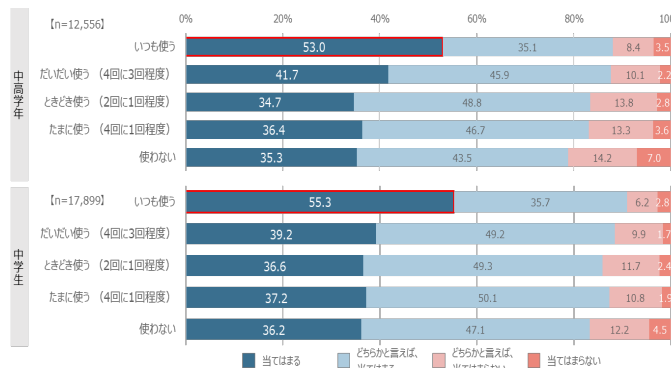
## 活用状況・効果

- 毎年10%程度ずつ、実践的な活用頻度が向上。 6割以上の教師が4回に1回程度以上は授業で使用（令和6年度）
- いつも使う児童生徒は「授業内容の理解」、「主体的な学び」、「対話的で深い学び」ができている割合が高い

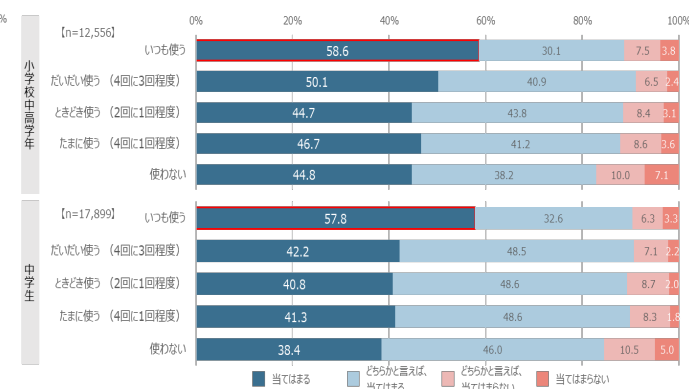
教師の授業での使用頻度の推移



使用頻度と授業内容の理解との関連



使用頻度と「主体的な学び」との関連



# 現行のデジタル教科書のイメージ

## 同一の内容をデジタル化



紙の教科書



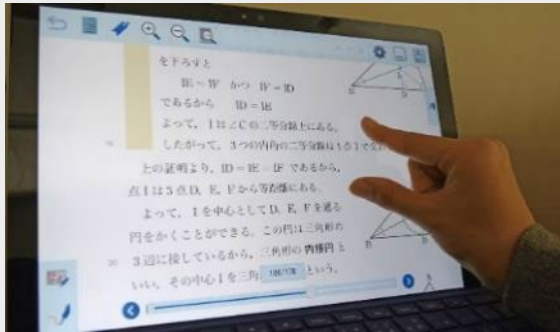
学習者用コンピュータ

### 【現行のデジタル教科書の機能例】

ページ移動、見開きページ表示、書き込み、書き込み消去・保存、拡大・縮小、文字の書体・大きさ・色、行間、背景色の変更、ルビ表示、リフロー、音声読み上げ

# 現行のデジタル教科書の機能例と使用頻度

## 1 | 拡大



教科書を拡大して表示することができます。

## 4 | 音声読み上げ

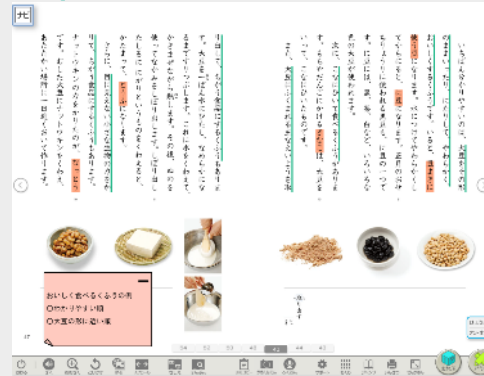


教科書の文章を音声で読み上げることができます。

**児童生徒向け大規模アンケート調査** 授業における学習者用デジタル教科書の機能別の使用頻度（全体教科平均、抜粋）

対象/機能	拡大	書き込み	保存	音声	色反転	リフロー	ルビ
R6（小・中学生）	約54%	約52%	約44%	約34%	約28%	約44%	約30%

## 2 | 書き込み



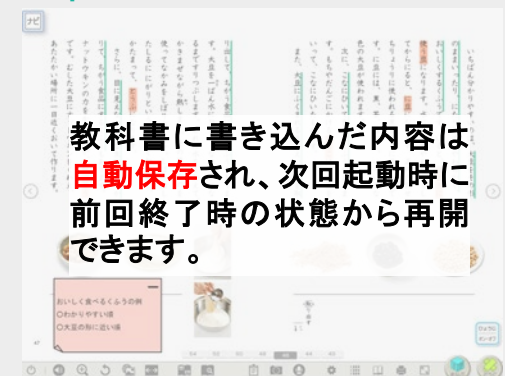
教科書にペンやマーカーで簡単に書き込むことができます。

## 5 | 背景・文字色の変更・反転



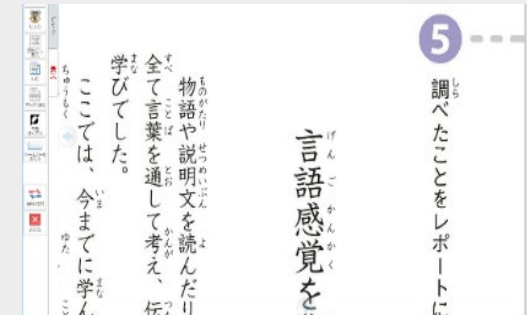
教科書の背景色・文字色を変更・反転することができます。

## 3 | 保存



教科書に書き込んだ内容は**自動保存**され、次回起動時に**前回終了時の状態から再開**できます。

## 6 | ルビ

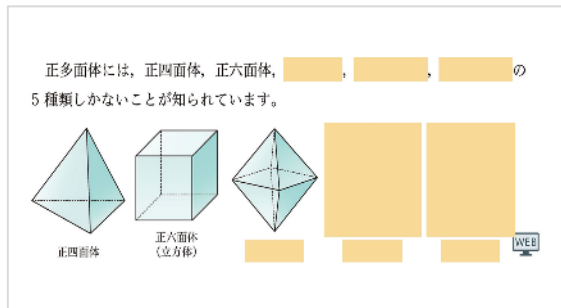


教科書の漢字にルビを振ることができます。

注）アンケートにおける選択肢：①「いつも使う」、②「だいたい使う（4回に3回程度）」、③「ときどき使う（2回に1回程度）」、④「たまに使う（4回に1回程度）」、⑤「機能はあるが使ったことがない」、⑥「機能があるかわからない」、⑦「機能自体がない」のうち4回に1回以上の頻度で使うという回答（①～④）の割合

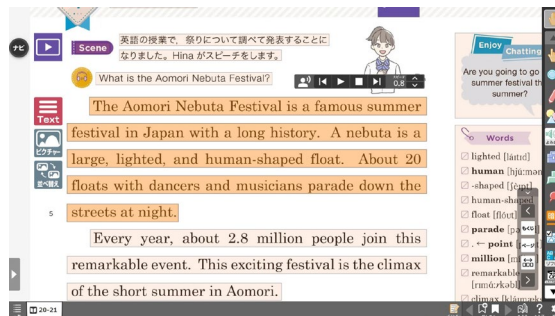
## そのほか、現行のデジタル教科書にある機能の例

### 7 | 付箋機能



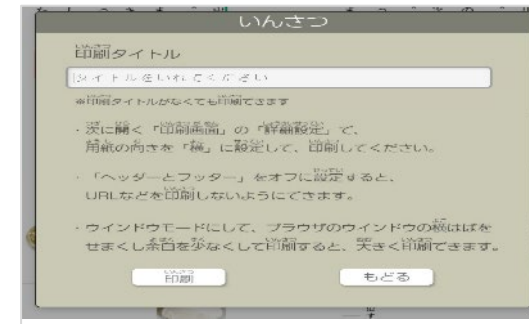
教科書の記載の一部を付箋によって隠すことができ、タッチすることで付箋を外すことができます。

### 8 | 朗読



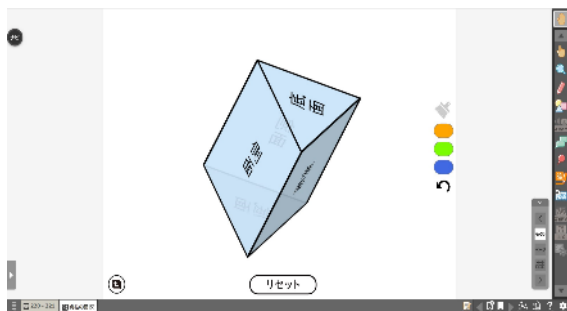
音読・朗読の音声やネイティブ・スピーカー等が話す音声を教科書の文章に同期させつつ使用することができます。

### 9 | 印刷機能



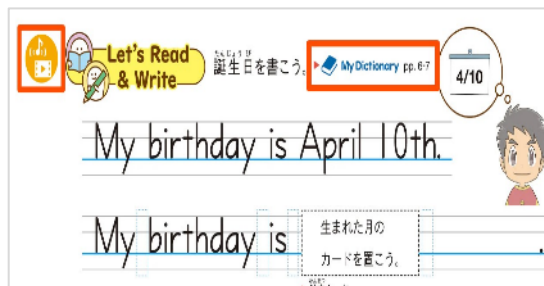
デジタル教科書で表示している画面を印刷することができます。

### 10 | シミュレーション機能



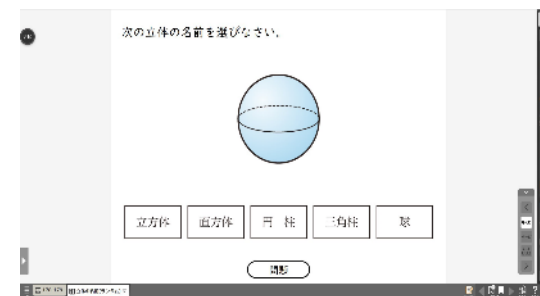
平面図形・立体図形などを回転させたり切り取ったり、サイコロを振ったりすることができます。

### 11 | 関連教材・資料集等とのリンク



上図赤枠部分のように、デジタル教材や資料集等の関係部分にスムーズにリンクすることができます。また、自由に外部サイトへのリンクを貼ることもできます。

### 12 | 問題のポップアップ・自動採点



教科書に記載の問題部分をポップアップ表示したり、回答を自動採点できます。

現行のデジタル教科書と他のデジタル教材を一体的に使用することで、可能となる学習方法の例。

### 13 | 動画・アニメーション等



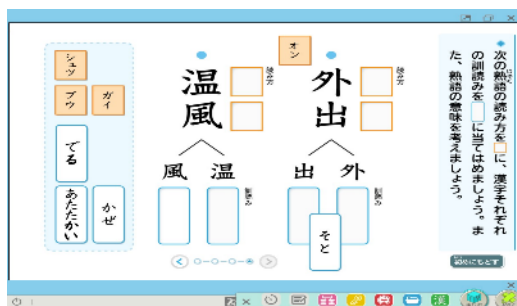
教科書に関連付けて動画・アニメーション等を使用することができます。

### 15 | 本文・図表等の抜き出し



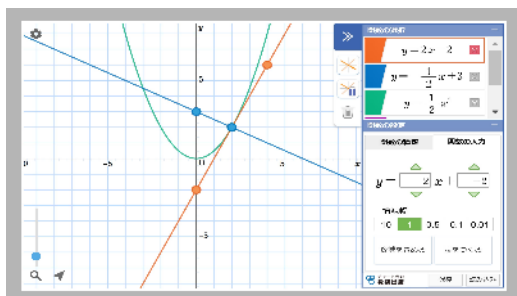
教科書の文章や図表等を抜き出して活用するツールを使用することができます。

### 14 | ドリル・ワークシート等



教科書に関連付けてドリル・ワークシート等を使用することができます。

### 16 | グラフ作成ツール



自分で自由に係数等を設定してグラフを作成できます。複数のグラフを重ねて表示することも可能です。

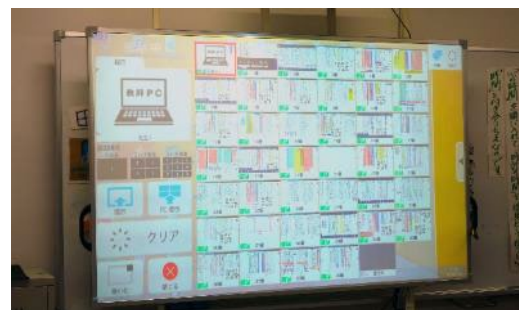
現行のデジタル教科書と他のICT機器等を一体的に使用することで、可能となる学習方法の例。

### 大型提示装置による表示



児童生徒の手元の画面を大きく表示することができます。

### ネットワーク環境による共有



授業支援システム等を活用し、児童生徒の手元の画面を共有することができます。

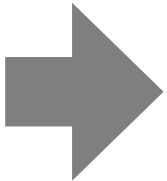
## 2. 今後の方向性

# 中教審・デジタル教科書推進WG 審議まとめのポイント

## 今後の教科書の在り方

### 現行

- 学校での使用義務や検定・採択・無償給与（義務教育）等の対象となるのは紙の教科書（教科用図書）のみ
- 紙の教科書の内容をそのまま PC・タブレット等で表示する「教科書代替教材」は、教科書に代えて使用することができるものの、教科書ではないため、使用義務や検定・採択・無償給与等の対象外

- 
- これまで紙だけが認められていた教科書にデジタルの良さを取り入れることを可能とすることにより、児童生徒にとってより分かりやすい教科書へ
  - デジタルな形態を含むものも「教科書」として位置付け、使用義務や検定・採択・無償給与等の対象に

使用義務、無償給与、著作権等に関し、学校教育法などの制度改正が必要

### 指針・検定での対応

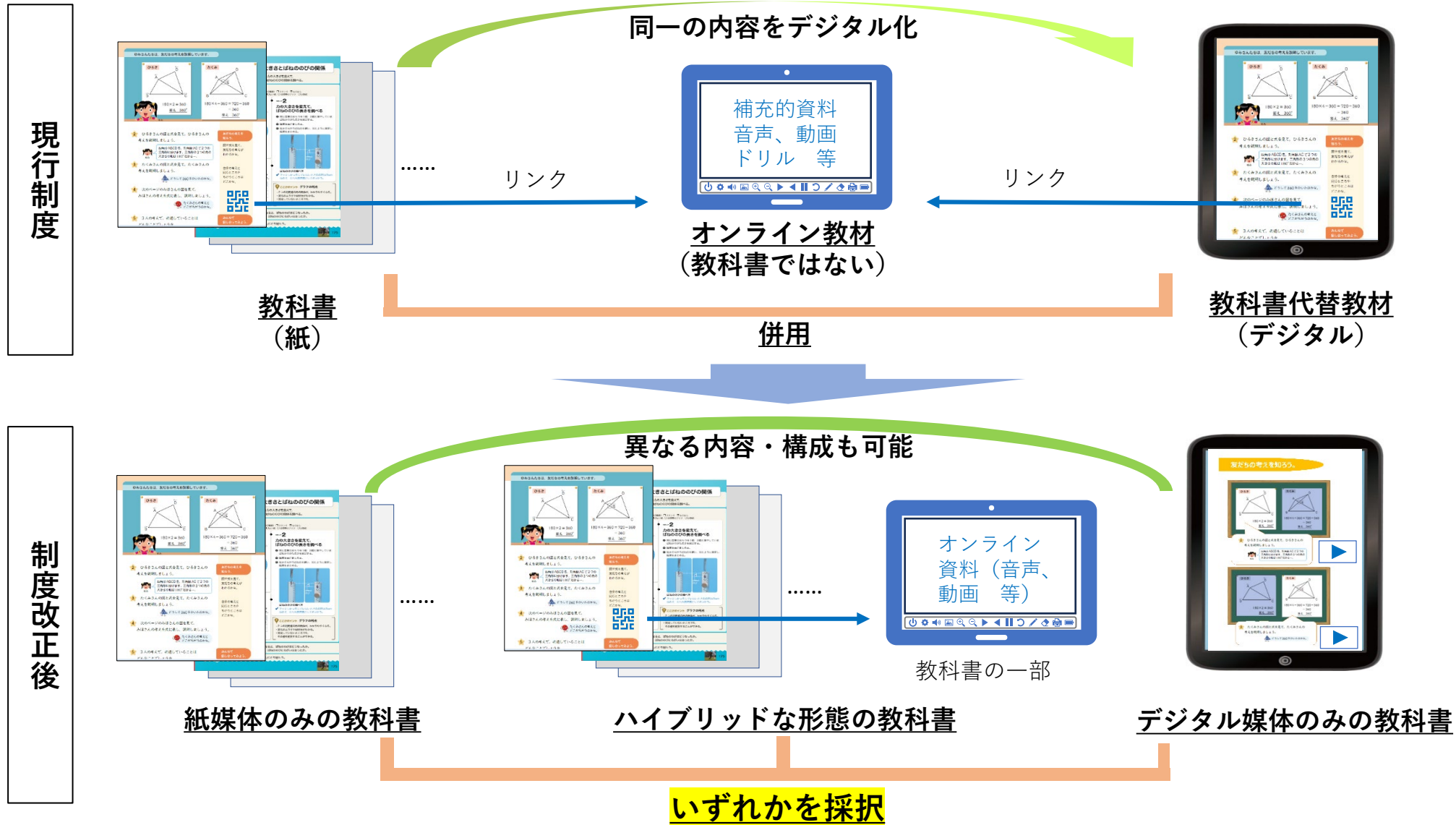
制度改正後の「デジタルな形態を含む新たな教科書」について、

- 発行・使用に当たっての指針を国が速やかに策定
- 検定調査審議会において新たな教科書に対応した検定の仕組みを整備

### 導入時期

次期学習指導要領の実施に合わせて導入

# 教科書制度の見直しの方向性 (イメージ)

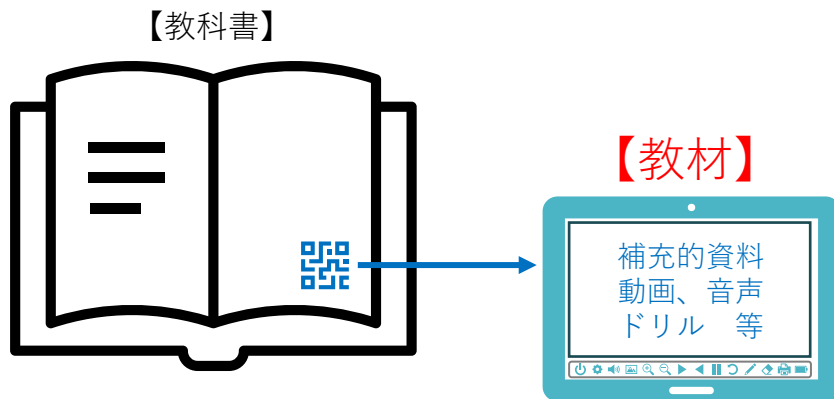


➤ 形態に関わらず全て正式な教科書として制度上位置付け (検定・採択・使用義務・無償給与 (義務教育) ・定価認可等の対象に)

## 二次元コード先の位置付けについて

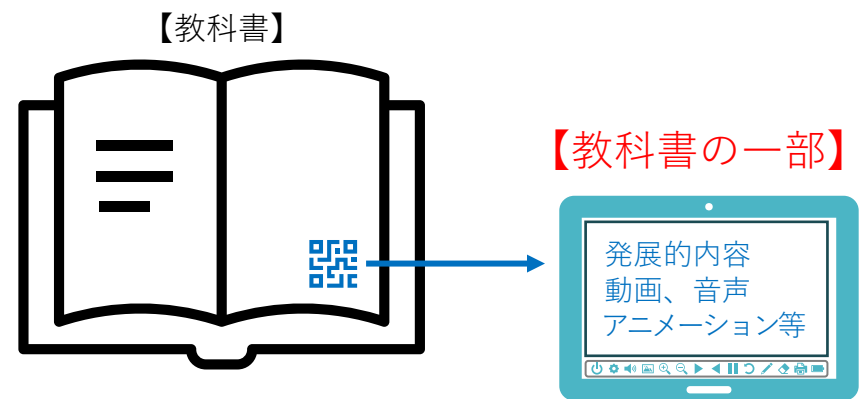
- 現在、教科書に掲載されている二次元コード先のコンテンツは教科書ではなく「教材」である
  - 教科書に教材が付いていることで、以下のように教科書採択制度の趣旨から望ましくない状況や、教育現場・教科書発行者の負担が生じている
    - ✓ 二次元コード先を全て扱わなければならないのではないかと学校現場が負担に感じているとの指摘
    - ✓ 多くの教育委員会等で二次元コード先も教科書調査研究や採択考慮の対象としている
    - ✓ 教科書発行者は教科書採択への影響を考慮して二次元コードを大幅に増加させている
- ➡ 今後は、二次元コード先も教科書の一部として位置付けられるものに限定して認める  
(コンテンツの無制限な拡大の抑制により、教育現場や発行者の負担を軽減しつつ、質の保証も実現)

### < 現行 >



- 二次元コード先は教科書ではなく「教材」
- 検定での扱いは教科書と異なる  
(教科書の内容との関連性等のみ確認)

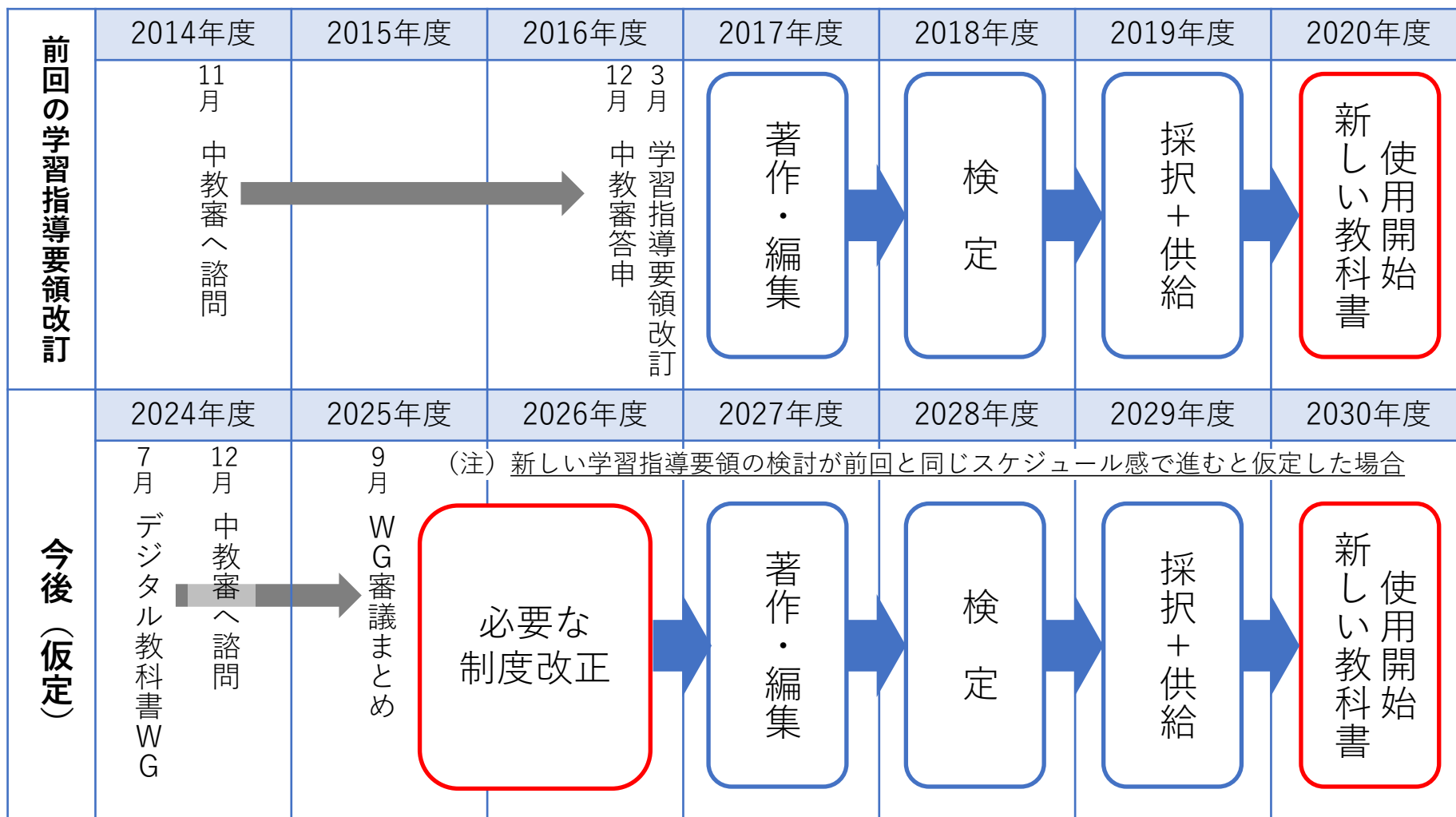
### < 制度改正後 >



- 二次元コード先も「教科書」
- 教科書の一部として検定の対象に

# 今後のスケジュール(イメージ)

- 新しい学習指導要領の実施に合わせて新たな形態の教科書が使用できるようにすることを念頭におく。
- 仮に新しい学習指導要領の検討が前回と同じスケジュール感で進むと仮定すると、**2026(令和8)年度までに**様々な制度的な整備が必要。



## 趣旨

情報通信技術の進展に鑑み、**教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図る**ため、小学校等において**デジタルな形態を含む教科書の使用を可能とする**とともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 学校教育法の一部改正

- ① 小学校、中学校、高等学校等の授業で**使用しなければならない「教科用図書」**について、紙媒体に限定している「教科用図書」という現行規定を改め、**デジタルな形態を含み得るよう、新たに「教科書」を規定する。**【第34条第1項関係】
- ② ①に伴い、「教科用図書」の内容を電磁的に記録した「教科用図書代替教材」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、「教科用図書」に代えて「教科用図書代替教材」を使用できる制度を廃止する。【第34条第2項関係】
- ③ 特別支援学校や高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、デジタルな形態を含む教材を使用できることとする。【附則第9条関係】

### 2. 教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

- 教科書発行義務や保証金の制度等について、**デジタルな形態を含む新たな教科書の発行に対応するために必要な措置を講ずる。**【第10条、第13条関係】

### 3. 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

- ① **デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする。**【無償法第1条第1項・無償措置法第2条第2項関係】
- ② デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする措置について必要な事項を定める。【無償措置法第3条から第9条まで関係】

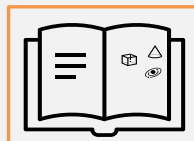
### 4. 著作権法の一部改正

- デジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用等に伴い、**音楽や動画を含む著作物等の公衆送信等の利用に係る権利制限の拡充等の措置を講ずる。**【第33条、第33条の2、第102条関係】

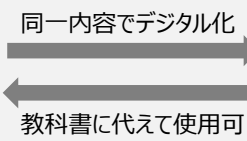
### 5. その他

- 文部科学省著作教科書の著作権等に関する法律、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律について、**デジタルな形態を含む新たな教科書の使用、発行及び無償措置に関して必要な措置を講ずる。**

#### 【現行制度】紙だけが「教科書」



教科書（紙）



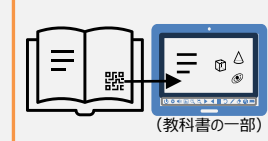
教科書代替教材（デジタル）

同一内容でデジタル化  
教科書に代えて使用可

#### 【制度改正後のイメージ】いずれの形態も「教科書」



教科書（紙）



教科書（紙+デジタル）  
(教科書の一部)



教科書（デジタル）